

ロータリークラブへ女性の推薦について(1)

新潟 RC 小山楯夫



クラブの性質上、男女平等・人権尊重等の法律的次元で議論すべきだろうか。この次元で議論するならば、女性がロータリークラブに推薦される事に議論の余地はない。RI 細則 4.070. 会員身分の制約でも、日本国憲法でも保障されているからである。

4 月、敦賀市で起こった大相撲地方巡業の際、市長がくも膜出血で土俵上に倒れた時、女性の看護師が咄嗟に土俵に駆け上がり心臓マッサージを行った。慌てた若い行司が「女性は土俵から降りて下さい」と数回アナウンスした。このことで、マスコミや巷で色々と議論された。

確かに、そのアナウンスは非常識であるし、外国のメディアからも否定的なコメントが殆どである。それは、命に係わる非常事態時に伝統・文化をごちゃ混ぜにして相撲の伝統・文化を第一義に考え、所謂、T.P.O.を咄嗟に判断できずに若い行司の未熟のアナウンスであった。行司本人も、反省してみれば間違ったアナウンスであったことは認めるであろう。

世界の伝統・文化には、現在でも男女を区別するものも多くある。世界遺産の沖ノ島(三島)の一つ沖津宮(オキツグウ)、歌舞伎、能など色々ある。ウィーン少年合唱団は声変わり前の男子であり、ボーイ・スカウトは男子のみ、女子はガール・スカウトの入団が認められている。女性を特別扱いしている例も見られる。ソロプチ・ミストは男性会員を認めていない。女子高校、女子大学も多く存在する。

男子禁制も新しくできている。例えば首都圏・関西圏の通勤電車には女性専用車両がある。これは、男性を全て痴漢視する男性蔑視ではないか。これらは男女の区別で、法律でいう基本的人権の違法性と次元が異なり、一緒に議論することではない。

スペインのバスク地方に「男だけのグルメクラブ」が 100 以上もあり、定期的に男どもが集まり料理を作り、酒を飲み楽しんでいるクラブが在る。世の中には辻妻の合わない事が沢山あり、法律の性平等とは次元が異なるしきたり・文化・伝統がある。一時的の男・女すみ分けの域には、互いに思いやりをもって尊重し、遠慮する事も大切な事ではないだろうか。クラブとは同好の士の集まりであり、混乱を承知で会員推薦・会員増(強)することに納得できない。

地域に男女混合ロータリークラブが無い訳ではない。ロータリーの奉仕の理念の下で奉仕活動を志すのであれば、クラブに上・下はないのだから、男女混合クラブに推薦すればいい。男女平等の権利を振りかざして主張する会員推薦であれば情けない。

(2018.05.21)